



交連協だより

第131号 2025.7発行 《初刊 1980.8》

発行：帯広市交通安全推進委員連絡協議会
 広報部（略称：交連協）
 事務局：帯広市役所危機対策課
 （電話 65-4131）
 （ファックス 23-0151）
 （メール safety@city.obihiro.hokkaido.jp）



交連協の活動報告



令和7年度定期総会の開催

令和7年4月25日（金）とかちプラザレインボーホールにて令和7年度定期総会を開催しました。令和6年度事業・収支決算報告、および令和7年度事業・予算について承認されました。また、総会前には、市長表彰と交連協会長表彰の授賞式を行いました。

街頭啓発の実施

令和7年4月6日（日）から4月15日（火）まで展開された、春の全国交通安全運動期間に合わせて、ダイイチ白樺店様ご協力のもと、街頭啓発を実施しました。



▲来客者へ資料を配付しました

高齢者ドライビング体験会の開催

令和7年5月28日（水）、おびひろ自動車学校にて満65歳以上の帯広市民を対象とした高齢者ドライビング体験会を開催しました。実技指導や視力検査、加速抑制装置搭載の車両の試乗を実施後、自動車学校の先生よりご講評をいただきました。

次回のドライビング体験会は9月を予定しています。

令和6年度北海道交通安全功労者等表彰式に出席しました

交連協より2名の方が北海道善行賞（交通安全功労賞）を受賞しました。2名のうち、啓北支部・藤田和枝さんが令和7年1月29日（水）に開催された表彰式に出席しました。

受賞者



藤田 和枝 さん	（啓北支部）
太田 幹夫 さん	（明和支部）



▼表彰式の様子



※北海道善行賞とは…「交通安全指導員等として多年にわたり交通指導等の実践活動を行い、その行為が他の模範となるもの」、「交通安全運動に率先して参加し、その努力が模範となるもの」などに該当する方を対象に、北海道知事より授与される賞

ボランティアの交通指導員を募集しています

【活動内容】各種交通安全啓発活動や各地域の小学校の登下校見守り など
 交通安全活動に興味のある方は、一度お問合せください♪

お問合せは交連協事務局（帯広市危機対策課内）まで



7月13日～22日は 夏の交通安全運動期間です



これから夏休みに入り、レジャーシーズンになります。
交通量が増える分、交通事故を起こす・巻き込まれてしまう危険も高くなります。
日頃から、交通安全の意識を高く持ち、悲惨な交通事故を防ぎましょう。

ライダーのみなさんへ

○スピードの出しすぎに注意！

- ・スピードを出しすぎてしまうと、車や動物の飛び出しに対応できない、カーブを曲がり切れないなど、重大事故の原因になる恐れがあります。

○無理のない走行計画を！



- ・複数人でツーリングするときは、一番経験の浅い人に合わせた走行ルートを設定し、事前に危険な個所や休憩場所を共有しておきましょう。
- ・疲れを感じ始める前に休憩をとるようにし、走行距離や走行時間に無理のないゆとりある走行計画を立てましょう。

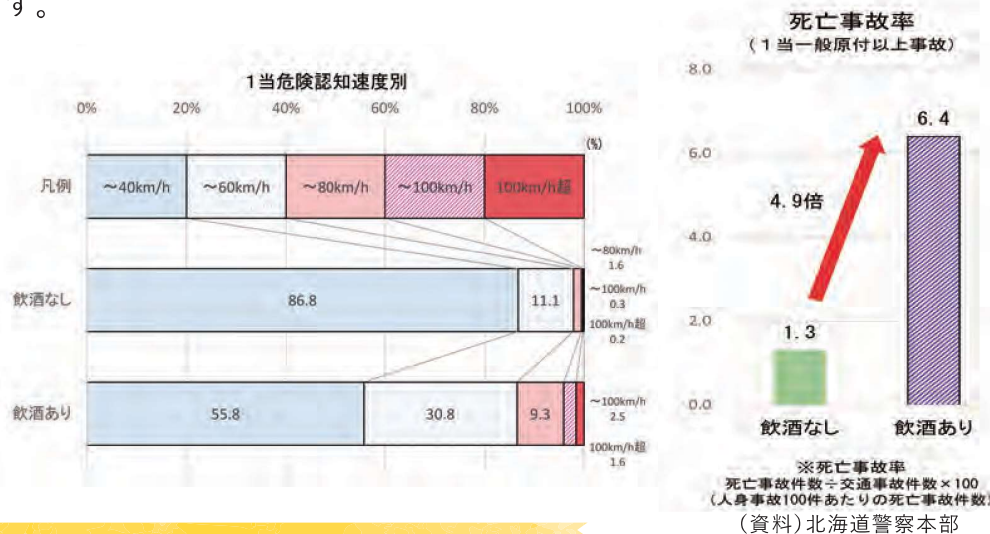
7月13日は飲酒運転根絶の日 ～北海道飲酒運転根絶条例の制定から10年～



飲酒運転根絶ロゴマーク

飲酒運転はなぜ危ないのか？

令和6年(2024年)中の道内における飲酒運転による事故件数は95件、飲酒していない場合の死亡事故に比べ、飲酒運転による死亡事故率は約4.9倍高くなっています。また、「飲酒なし」と「飲酒あり」で危険認知速度構成を比較すると、「飲酒なし」に比べて「飲酒あり」の危険認知速度は40km/hを超える速度域の割合が多くなっており、飲酒運転は、悲惨な交通事故へと直結する極めて悪質な行為であることがわかります。



北海道飲酒運転根絶条例とは？

平成26年7月13日小樽ドリームビーチ付近で3名の方の命が、また平成27年6月には砂川市で一家4名の方の命が、飲酒運転事故により奪われました。北海道では、道民一人ひとりが飲酒運転根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範をもち、一日も早く北海道から飲酒運転を根絶し、道民が安全に安心して暮らすことができる社会を目指すため、道民の総意として平成27年に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行されました。

令和6年中の帯広市内における交通事故概況

令和6年中、市内での交通事故発生件数は282件となり、前年と比べて84件減少したものの、3名の尊い命が交通事故により失われています。

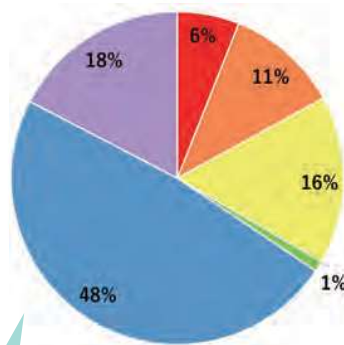
帯広市内ではこういった事故が多いのでしょうか。

時間別発生状況

時間別	区分	発生件数	構成率 (%)	増減数 (前年同期比)	死者数 (今期) (前期)
深夜	0～2時	1	0.4	1	0 0
	2～4時	3	1.1	-3	1 0
早朝	4～6時	3	1.1	2	0 0
	6～8時	17	6.0	-10	0 0
午前	8～10時	54	19.1	-10	1 0
	10～12時	25	8.9	-29	0 0
午後	12～14時	42	14.9	-13	0 0
	14～16時	34	12.1	-6	0 0
薄暮	16～18時	44	15.6	-20	0 0
	18～20時	35	12.4	6	0 0
夜間	20～22時	18	6.4	2	1 0
	22～24時	6	2.1	-4	0 0
合計		282	100.0	-84	3 0

通勤・登校などで交通量の多い8時～10時が発生件数最多、次いで退勤・下校などで交通量が多くなる16時～18時の発生件数が多くなっています。

第一当事者の法令違反別発生状況



- 歩行者妨害…17件
- 信号無視…31件
- 一時停止…46件
- 交差点安全… 3件
- 安全運転義務違反…136件
- その他…49件

法令違反別では、「安全運転義務違反」が約半数を占めています。



安全運転義務違反とは？

安全運転義務違反とは、道路交通法で義務づけられている「安全運転の義務」に違反する運転行為を指します。この義務とは、「安全操作義務」と「安全状態確認義務」の2つに分けられます。

☆安全操作義務

車両等のハンドルやブレーキ、シフトレバーや方向指示器、前照灯などの運転に必要な装置全般を確実に操作する義務のことを指します。

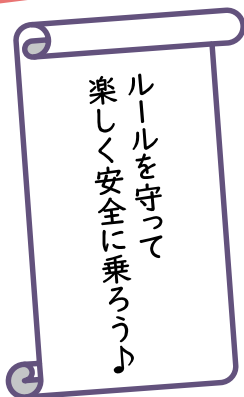
☆安全状態確認義務

運転時、道路状況や車両等の状況に応じて、他人に危害を及ばない速度と方法で運転する義務のことを指します。

統計上、安全運転義務違反は具体的な行動に基づく7つの項目に区分されます。

操作不適	危険または危険のおそれがある状態を認識・回避するためにハンドル、あるいはブレーキを操作したが、操作が遅れたなどして危険を回避することに失敗し、事故の決定的原因となること(ハンドル操作不適/ブレーキ操作不適)。
前方不注意	「ぼんやり」・「うっかり」など、運転者の心理的・生理的な原因によって、運転操作以外の動作を伴わない前方不注意が事故の決定的原因となること(漫然運転)や、たばこを吸っていたなど運転操作以外の動作を伴った前方不注意が事故の決定的原因となること(脇見運転)。
動静不注視	相手当事者を認識しても、危険性を軽視・過小評価したため動静を注視しなかったことが事故の決定的原因となること。
安全不確認	減速や一時停止をしても、安全確認が不十分だったために、相手当事者を見落とししたり、発見が遅れることが事故の決定的原因となること(前方・左右不確認/後方不確認)。
安全速度違反	規制速度以内であるものの、その場の状況に即した速度(安全速度)でなかったことが事故の決定的原因となること。
予測不適	自車の速度や車幅などの運転間隔を誤ったり、相手当事者の速度、距離や行動などに対する判断を誤ったりしたことが事故の決定的原因となること。
その他	上記いずれにも該当しない安全運転義務違反が事故の決定的原因となること。 例: ハンドルの手放し運転、ジグザグ運転 など

自転車のルール、守れていますか？



自転車安全利用五則

1	車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2	交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3	夜間はライトを点灯
4	飲酒運転は禁止
5	ヘルメットを着用



自転車に関する道路交通法の改正について

令和6年11月1日施行 ながら運転・飲酒運転の厳罰化

1 運転中のながらスマホ

スマートフォン等を手に持ったまま自転車を運転する行為、画面を注視する行為が新たに罰則の対象となりました。
※停車中の携帯電話使用は対象外です



違反者は…………… 6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
さらに交通の危険を生じさせた場合は…… 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

2 酒気帯び運転およびほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車を提供する行為が新たに罰則の対象となりました。

違反者は…………… 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は…………… 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は…… 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



令和8年4月1日施行予定 自転車による違反行為への青切符制度導入

16歳以上の自転車運転者を対象に、自転車の交通違反に対する反則金の納付を通告する「青切符」制度が導入される予定です。

主な違反行為による反則金（案）

- ・携帯電話使用等「ながら運転」……………12,000円
- ・信号無視……………6,000円
- ・逆走などの通行区分違反……………6,000円
- ・傘差し、イヤホンで音楽など……………5,000円

自転車は便利な乗り物ですが、道路交通法上では、軽車両に位置づけられる「車の仲間」です。

歩行者よりもスピードが出やすい反面、自動車よりも耐性が弱く、加害者にも被害者にもなってしまう危険があります。

自転車を利用する際は、交通ルールを遵守し、思いやりを持った運転を心がけましょう。